



平成30年5月28日

各位

会社名 株式会社エンチャロー
代表者 代表取締役社長 遠藤 健夫
(JASDAQ コード番号 8208)
問合せ先 経営企画室長 奥野 孝
(TEL 0545-57-0850)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月28日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の当社第57回定時株主総会に下記のとおり株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準(5万円以上50万円未満)に調整し、当社株式に対しより投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日(実質9月28日)の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数を基準に、普通株式2株につき1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数(平成30年3月31日現在)

株式併合前の発行済株式総数	13,714,995株
株式併合により減少する株式数	6,857,498株
株式併合後の発行済株式総数	6,857,497株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

以下の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式をご所有の株主様58名(そのご所有株式数の合計は58株)が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

〈株主構成〉

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,299 名 (100.0%)	13,714,995 株 (100.0%)
2 株未満所有株主	58 名 (4.5%)	58 株 (0.0%)
2 株以上所有株主	1,241 名 (95.5%)	13,714,937 株 (100.0%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

1,200 万株

株式併合の割合に合わせて、現行の 2,400 万株から 1,200 万株に減少させます。

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日に、定款第 6 条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数が、現行の 2,400 万株から 1,200 万株に変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

平成 30 年 6 月 28 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会で、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式併合 (1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもちまして、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(注) 上記の変更にあたり、本株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日となりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 30 年 9 月 26 日となります。

(3) 変更の条件

平成 30 年 6 月 28 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会で、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

① 上記「1. 株式併合 (1) 株式併合を行う理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために定款第 6 条および第 7 条を変更するものであります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することとします。

② 当社の事業内容の多様化に対応するため、また、当社および当社子会社の既存事業の実態

に応じた内容とするため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～13. (条文省略)</p> <p>14. テレホンカード、収入印紙、郵便切手類、宝くじ、スポーツ振興くじ、各種催事チケットの販売</p> <p>15. (条文省略)</p> <p>16. レストラン、喫茶店、飲食店、スポーツ施設、遊技場、娯楽施設、宿泊施設、駐車場、洗車場、文化教室の経営</p> <p>17. 旅行業</p> <p>18.～38. (条文省略)</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,400</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>第8条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～13. (現行どおり)</p> <p>14. テレホンカード、収入印紙、郵便切手類、<u>その他の金券類、プリペイドカード</u>、宝くじ、スポーツ振興くじ、各種催事チケットの販売</p> <p>15. (現行どおり)</p> <p>16. レストラン、喫茶店、飲食店、スポーツ施設、遊技場、娯楽施設、宿泊施設、駐車場、洗車場、文化教室、<u>コインランドリー</u>の経営</p> <p>17. 旅行業、<u>レンタカー業</u></p> <p>18.～38. (現行どおり)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,200</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第8条～第39条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6条および第7条の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、当該効力発生日の経過後、本附則を削除する。</u></p>

(3) 定款の一部変更の条件

平成30年6月28日開催予定の第57回定時株主総会で、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成30年5月28日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成30年6月28日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成30年10月1日 (予定) |
| (4) 定款の一部変更の効力発生日 | |
| ①第2条 (目的) | 平成30年6月28日 (予定) |

②第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）

平成30年10月1日（予定）

（参考）上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以上

添付資料

（ご参考）単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。このたび、当社では平成 30 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整し、当社株式に対しより投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日（実質 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数が発生する場合には切り捨てとさせていただきます。）となります。また、効力発生日後の議決権数はご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	1,500 株	15 個	なし
例②	1,100 株	1 個	550 株	5 個	なし
例③	821 株	なし	410 株	4 個	0.5 株
例④	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ・株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の処分代金は、平成 30 年 12 月上旬頃にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が 2 株未満の株主様（上記例④のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式数が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合後でも、単元未満株式の買取り、買増しはしてもらえますか。

A 4. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式をご所

有されている株主様は、単元未満株式の買取り、買増し制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を開設されていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A5. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は2分の1となりますが、1株当たりの資産価値は2倍となります。また、理論上の1株当たりの株価は、併合前の2倍となります。

Q6. 株式併合後に受け取る配当金はどうなりますか。

A6. 株式併合により株主様のご所有株式は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 株主優待はどうなりますか。

A7. 平成30年3月31日現在、ご所有株式数1,000株以上保有の株主様に対しては、本年6月に株主優待関係書類の発送を予定しております。

なお、平成31年度の株主優待につきましては、本株式併合を踏まえた変更を予定しております。詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A8. 特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1
電話	0120-232-711 (通話料無料)
受付時間	午前9時から午後5時まで (土日、祝日を除く)
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部